

令和6年度決算数値による 財政健全化法に基づく「健全化判断比率」等の概要（速報値）

※〔 〕内は昨年度（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率 (公営企業)
福 知 山 市	－〔－〕	－〔－〕	10.0〔9.8〕	28.3〔28.2〕	－〔－〕
舞 鶴 市	－〔－〕	－〔－〕	13.0〔13.2〕	70.0〔70.3〕	－〔－〕
綾 部 市	－〔－〕	－〔－〕	9.9〔10.3〕	87.9〔95.7〕	－〔－〕
宇 治 市	－〔－〕	－〔－〕	▲1.2〔▲1.0〕	－	－〔－〕
宮 津 市	－〔－〕	－〔－〕	13.8〔14.3〕	110.9〔128.5〕	－〔－〕
亀 岡 市	－〔－〕	－〔－〕	12.7〔13.2〕	60.7〔65.3〕	12.2〔0.4〕 病院
城 陽 市	－〔－〕	－〔－〕	12.2〔10.8〕	113.9〔116.7〕	－〔－〕
向 日 市	－〔－〕	－〔－〕	1.9〔2.1〕	－	－〔－〕
長 岡 京 市	－〔－〕	－〔－〕	2.7〔2.6〕	24.9〔17.4〕	－〔－〕
八 幡 市	－〔－〕	－〔－〕	3.4〔3.4〕	22.3〔22.9〕	－〔－〕
京 田 辺 市	－〔－〕	－〔－〕	2.3〔1.7〕	－	－〔－〕
京 丹 後 市	－〔－〕	－〔－〕	13.1〔13.0〕	126.1〔113.4〕	7.7〔0.7〕 病院
南 丹 市	－〔－〕	－〔－〕	13.2〔12.7〕	46.8〔54.7〕	－〔－〕
木 津 川 市	－〔－〕	－〔－〕	9.9〔9.8〕	－	－〔－〕
大 山 崎 町	－〔－〕	－〔－〕	5.1〔4.5〕	－	－〔－〕
久 御 山 町	－〔－〕	－〔－〕	1.5〔1.1〕	－	－〔－〕
井 手 町	－〔－〕	－〔－〕	0.3〔▲0.5〕	－	－〔－〕
宇 治 田 原 町	－〔－〕	－〔－〕	10.8〔9.9〕	88.6〔95.1〕	－〔－〕
笠 置 町	－〔－〕	－〔－〕	6.6〔6.3〕	－	－〔－〕
和 束 町	－〔－〕	－〔－〕	10.4〔10.7〕	2.7	－〔－〕
精 華 町	－〔－〕	－〔－〕	9.8〔10.2〕	28.2〔33.2〕	－〔－〕
南 山 城 村	－〔－〕	－〔－〕	9.5〔9.0〕	－	－〔－〕
京 丹 波 町	－〔－〕	－〔－〕	15.2〔15.8〕	58.0〔66.6〕	－〔－〕
伊 根 町	－〔－〕	－〔－〕	10.1〔9.1〕	－	－〔－〕
与 謝 野 町	－〔－〕	－〔－〕	15.8〔17.6〕	75.7〔89.1〕	－〔－〕
国民健康保険南丹病院組合					－〔－〕
国民健康保険山城病院組合					－〔－〕
京 都 市	－〔－〕	－〔－〕	12.0〔11.8〕	132.0〔140.5〕	－〔－〕
早期健全化基準 (黄色信号基準)	11.25～15.00	16.25～20.00	25.00	350.0	20.0
財政再生基準 (赤信号基準)	20.00	30.00	35.00		